

託児所利用規程

第1条(名称)

本託児所の名称は「託児園ソリッソ」とします。
運営、管理は合資会社岡田コントロールワークが行います。

第2条

本託児所は愛知県岡崎市板屋町2番地メゾンラディウス1Fにて託児サービスを提供します。

第3条

本託児所は本託児所従業員が保護者の育児方針・教育方針に基づき、保護者に代わり託児サービスする事を目的と致します。

第4条(利用資格)

本規約を承認のうえ、利用申込書に署名・捺印のうえ申し込みをして下さい。

第5条(託児園ソリッソの利用方法)

- ①全て予約制となりますので、電話にてご連絡願います。
- ②ご利用時間は別紙「託児所利用料金表」をご参照下さい。
- ③お子様が病気の場合はご依頼をお断りすることがございますのでご了承願います。
- ④キャンセルは早めをお願いします。

第6条(利用資格の喪失)

- ①申し込み者より脱会の申し出があった時。
- ②利用規約に違反した場合。
- ③託児園ソリッソ及び合資会社岡田コントロールワークの関連施設の名誉や信用を傷つけた時。
- ④利用の支払を滞納し、催促にも応じない時。

第7条(料金)

- ①料金は別紙「託児所利用料金表」に定める通りです。

第8条(料金の支払方法)

- ①御利用料金は月末迄に翌月分を現金にてお支払いください。
- ②支払期限を過ぎて2ヶ月以上滞納があったときはサービスを中止または停止させていただきます。
- ③スポット料金(前金)、超過料金はその都度精算させていただきます。

第9条(補償の限度)

当社サービスを御利用中に万が一事故等が発生した場合は賠償保険に加入していますのでその責任範囲内で賠償させていただきます。

しかし不可抗力による事故等の場合、疾病が認められるお子様をお預かりしてその病状が悪化したような場合には、保険が支払われない場合もございますので御了承願います。

第10条(利用期限)

暴風警報、地震警報が発令された場合、サービスはお受けできません。

第11条(規約の変更)

本規約の変更は合資会社岡田コントロールワークが定め、その効力は全ての利用者に及ぶものとします。

附則

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。